

令和3年度
長野県住宅審議会（第4回）
会 議 録

日 時：令和4年1月17日（月） 午前10時から
場 所：長野県庁西庁舎110号会議室
（Web会議システム併用）

長野県建設部

令和3年度長野県住宅審議会（第4回）

日 時：令和4年1月17日（月）
午前10時～

場 所：長野県庁西庁舎 110号会議室
（web 併用）

1 開 会

○宮澤企画幹

それでは、定刻となりましたので、ただいまから長野県住宅審議会を開催します。本日の進行を務めさせていただきます、建築住宅課の宮澤でございます。本日は、お忙しいところ、本審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。それでは会議に先立ちまして建設部長の田下よりご挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

○田下建設部長

こんにちは。新たな年を迎えまして、この1年、よろしくお願ひいたします。また、新型コロナウイルス感染症が流行ってしまったということで、このようなりモートでの会議になりましたが、積極的な御討論をよろしくお願ひしたいと思います。本日は公私ともに御多用の中、このように御参加いただきまして厚く御礼を申し上げるところでございます。また日ごろから住宅行政をはじめといたしまして、県行政の推進に御支援いただきまして、改めて感謝申し上げます。

さて、長野県住生活基本計画の変更ということで、今年度今までに3回にわたり御審議をいただいていたところでございます。本日、これまでの委員の皆様からの御意見をはじめとして、パブリックコメント、また市町村との協議の中で様々な御意見が出ておりますので、この意見を踏まえた上で最終的に御審議をいただいて、今後10年間の長野県の住宅施策の方向性を示す、新しい住生活基本計画の策定に向けて答申をおまとめいただければと考えているところでございます。

また、本日このほか、長野県県営住宅プラン 2021 及び信州健康ゼロエネ住宅指針につきましても、各委員それぞれのお立場から御意見をちょうだいできればと考えております。本日十分な御審議をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げまして、あいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○宮澤企画幹

本日の審議会は、委員10名全員の皆様の出席をいただいております。長野県附属機関条例第6条第2項に定めます委員の過半数の出席要件を満たしていますので、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。ここで申し訳ございませんが、田下建設部長は所用により退席させていただきます。

○田下部長

それではよろしく願いいたします。

3 議 事

○宮澤企画幹

次に本日の審議会資料の確認をお願いいたします。お手元にすでに送付させていただいておりますが、委員さんの名簿のほかに、資料 1-1「長野県住生活基本計画について」、資料 1-2「答申案：長野県住生活基本計画の策定について」、資料 1-3「長野県住生活基本計画の概要」、資料 2「長野県県営住宅プラン 2021（案）について」、資料 3「信州健康ゼロエネ住宅指針（案）について」、あとこのほかに追加の資料がございまして、14日にメールでお送りさせていただきましたが、お手元に資料 1-4 と資料 2-2 が追加となっております。御確認をいただければと思います。

なお、本日はおおむね 11 時 40 分を目途に終了させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。それではここからの会議の進行は、長野県附属機関条例第 6 条第 1 項の規定により、武者会長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○武者会長

それではここから私が進行させていただきますけれども、また今回このようなかたちでリモートになってしましまして、ただ前回、10 月ですけれども皆さんの顔を拝見しましたので、多少距離感が縮まったようにも思いますけれども、今日も御意見をいただければと思います。住生活基本計画は特に最後のチェックになりますので、また皆様の専門の立場から、最後ではありますが、忌憚のない御意見をいただければありがたいと思っております。それでですね、早速議事に入りたいと思っておりますが、本日の議事録の署名委員ですけれども、今回は、前回は小松委員さんまで来ていますので、今日は柳沢玉枝委員さんと、田中委員さんのお二人をお願いしたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。それでは早速議事の 1 番、「長野県住生活基本計画の答申（案）について」、これをまず事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。

○事務局（建築住宅課 泉担当係長）

建設部建築住宅課の泉です。よろしく願いいたします。議題 1 の関係ですね、資料につきましても、資料 1-4 が追加となっておりますので、よろしく願いいたします。それでは資料の共有をさせていただきます。資料 1-1 になります。本年度の第 1 回目の審議会でも御覧いただいている形式の資料になりますが、計画の策定についての概要をとりまとめたものとなっております。この中で、4 のスケジュール関係を御覧いただければと思います。これまで、3 回にわたって御審議いただいております住生活基本計画につきまして、本日の審議会において計画案の確認をいただくこととなっております。その後、3 の策定体制にも記載されているとおり、当審議会から答申をいただくこととなっております。また、「公営住宅供給量目標」につきましても、国土交通大臣との法定協議事項となっておりますが、8 月の事前協議ですでに供給目標量については了解を得ておりますので、あ

と同意の手続を残すのみということになっております。

4のスケジュールに戻りまして、パブリックコメント及び市町村等協議につきましては、9月から10月にかけて行いまして、10月28日の第3回審議会で報告させていただいております。これまでの審議会での御意見だとかパブリックコメント等をもとに計画案とさせていただいておりますので、御確認をお願いいたします。

次のページを御覧ください。こちらは計画の概要を1枚にまとめたものでございます。1番は趣旨、2番は計画の期間、3番につきましては計画案ということで、視点だとか目標、主な基本的な施策を書いてございます。4番のところに、今回の住生活基本計画のポイントを6つほど記載させていただいております。

続きまして資料1-2を共有させていただきます。こちらが当審議会から答申いただく内容の案となっております。念のため本文のほうをちょっと確認させていただきたいと思っております。「長野県住生活基本計画の変更にあたっての基本的な考え方について(答申)」ということで、「令和3年(2021年)5月18日付け3建住第144号で諮問のありましたこのことについて、別添のとおり答申します。この答申は、当審議会でも4回にわたり審議を重ねる中で、県民の住生活の安定と向上の実現に向け、今後10年間における長野県の住宅施策を総合的かつ計画的に推進するための方向性をとりまとめたものです。貴職におかれましては、答申の趣旨に基づき、速やかに計画を策定されるよう要望します。」ということになっております。別添としまして、計画案をつけてございます。本文は共有画面では映っていないんですけれども、お手元の資料で御確認いただければと思います。

別添としまして、これまで御審議いただきました計画案を添付してありますが、追加の資料1-4に記載しておりますが、前回の審議会でもいただいた御意見などを踏まえまして修正している箇所がありますので、順次御説明いたします。

本文の20ページを御覧ください。資料1-3の概要版にも記載されている下の図でございますが、しあわせ信州“住まい方”ビジョン2030にもある「信州らしさ」のところに「自分らしさ」という表現を加えたものを記載してはどうかという、そういった御意見をいただいております。その左下の黄色で着色した四角の枠のところに「信州の気候風土にあった個性を活かせる住まい」といった内容を記載しております。また、同じ図におきまして、こちらのほうはもともと新築のイメージが強いという御意見がございました。この住まいの姿にはストック活用もあってよいのでは、ということでしたので、図の下側ですね、わかりやすいように「新築・リフォーム」という文言を追記いたしております。この関連事項で、31ページをお願いします。お手元の本文で御確認をお願いします。31ページの右列の上から2つ目のところになります。高性能省エネルギー住宅への補助金等の記載についても、建設だけでなくリフォームということを追記してはどうかという御意見もありましたので、リフォームも追記しております。この関連事項で、断熱性能向上の工事と耐震改修工事をセットとするほうが合理的であることから、これらについても記載してはどうかという御意見がございましたので、こちらのほうは46ページにちょっと飛びますけれども、既存住宅の流通・リフォーム市場の拡大の右列の一つ目の○のところに、複合的なリフォームという内容を記載してございます。

資料のほう戻っていただきまして34ページをお願いいたします。左側の列の県産木材等の利用促進の関係でございます。2番の県産木材等の利用促進について、県全体・業界全

体で対応していく必要があるということで、サプライチェーンなどの構築、関係機関の連携などを記載してはどうかといった御意見をいただきまして、林務部さんとの調整を行いまして、こういった記載の表現を追記しております。

続きまして、36 ページをお願いいたします。建設アスベスト被害の関係で御意見がございました。36 ページの左の2番のところ、快適で健康な居住空間の確保というところの3つ目の○ですね。こちらはどちらかというに入居者目線の記載内容ということで、入居者の健康被害の防止に努めますといった内容になっておりますが、それ以外に、またページが飛びますが、45 ページ、左側の列の上から2つ目の○と、47 ページも同様に書いてあるんですが、解体やリフォームの際の労働者の健康被害防止の関係の表現を追記しております。

続きまして55 ページまで飛んでいただければと思います。左側の列の2番信州の農ある暮らしや里山暮らしの普及促進について、というところの関連で、以前までは農ある暮らしについての記載というのがあったんですが、森に近い視点も加えたらどうかという御意見がございましたので、表現的には里山暮らしという記載にさせていただいておりますけれども、こちらを追記させていただいております。

それから61 ページをお願いいたします。左側の列、6番、家賃納付に関する体制確保・制度活用の支援について、2つ目、3つ目の○について、パブリックコメントに関連する項目になりますけれども、公営住宅の連帯保証人制度の在り方の検討と民間賃貸住宅、セーフティネットの登録住宅の関係にかかわる入居保証について、行政施策の検討についての記載を追記しております。

それから69 ページをお願いいたします。居住支援協議会の設立の関連です。令和2年度末の設置状況からみると、県から市町村への支援が必要だという御意見がありまして、下の表のところに、※印で、県は市町村の居住支援協議会の設立を支援します、という文言を追記させていただいております。

このほか、11月30日に公表されました、国勢調査基本集計結果だとか、細かな文言等の修正を加えまして、この計画案としてとりまとめさせていただいております。

資料1-3の計画案の概要の資料につきましては、同時に修正しておりますので、また参考にしていただければと思います。資料の説明は以上になります。

○武者会長

ありがとうございました。それではただいま事務局から御説明のありました、答申の案について、まずは皆様、何か御意見をいただく前に、説明内容に御質問等ありましたらお受けしますが、いかがでしょうか。よろしいですかね。そうしましたら、ここから意見交換に入りたいと思います。今の御説明いただいた修正意見、あるいはそれ以外も、どこからでも結構ですけれども、答申案について、ここがまだ少し、というのがあれば是非御意見いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。下平委員さん、よろしく願います。

○下平委員

綿密に各方面にわたって網羅されているというふうに関心しております。ただその中で、

本当の豊かさとは、当事者が作り出す豊かさであって、お金では計れない価値とは何かというようなことの中で、豊かな自然を生活の中で享受できる、信州で得られるこういった豊かさを理解してくれる人をどうやって育てていくかとか、広げていくかというような内容がいいのかなと感じております。それで、例えば子どものころから、教育の場とかそういったところでも、こういったことを考えたり話し合ったりするような機会が得られればいいのかと感じます。この信州で得られる、この豊かさを理解できる人をどうしたら広げていけるかなというところは、非常にポイントになるのかなと感じました。以上です。

○武者会長

ありがとうございます。今言われたことは、まさにそのとおりでして、これからの、住宅に限らないですけどね、あらゆる行政施策は教育行政にやってもらう計画ではないわけです、実現するのはあくまで県民ひとりひとりということですよ。ここは是非強調していきたいと思うんですが。下平委員さん、これ特に文言として追加してほしいというところがあるでしょうか。

○下平委員

いろんなサークルとかそういったところを通じて、体験談であるとか、そういうなことを、どこかにありましたね。それをもう少し、教育の環境みたいなのところというところも、もうちょっと加えたら、より効率的な波及は得られるのかなということ。どこでしたかね。ありますか。

○武者会長

事務局のほうで該当ページがもしあれば御案内いただきたいんですが、ありますでしょうか。

○事務局（建築住宅課 泉担当係長）

はい。教育の関連になりますと43ページに記載がございます。43ページの右側の6番、人と住まいの関わりを次世代に伝える「住教育」の促進ということで、信州が誇る自然や文化、景観と調和した居住環境を育むため、家庭、学校、職場、地域、社会の様々な活動を通じて行われる、生涯活動等の場を活用し、次世代を担う子どもたちをはじめとする県民に対する景観、まち、むらづくりに関する教育の充実に努めます、ということで記載させていただいております。

○下平委員

そうですね。一番基本的な底に流れているものは記載していただいています。

○武者会長

ここにきちんと明記はされているということですね。でもおっしゃるように、確かにもう少し、本来は基本的な視点あたりに出てくるところなのかもしれませんが、とりあえずはこの記載でよろしいでしょうか。

○下平委員

表記はされていると思いますので、結構です。

○武者会長

はい、ありがとうございます。ほかにどうでしょうか、関連して。今の点、非常に重要な点だと思いますけれども、その点に関してでもいいですし、全く別の視点でも結構ですけれども。下平委員、どうぞ。

○下平委員

これコロナを経験したあとに、今までの考え方が一つ変わってくるのかなということを思っているんですね。日本の仕事の環境って、決まった時間から決まった場所で真面目に働く人が優位に立ちたいんだと、というような雇用環境があると思うんですけども、先ほど豊かさという部分とちょっとリンクしているんですけども、ヨーロッパは契約社会にすでに変わっているところがあって、3日で契約する仕事を2日でやれば1日は空いてくると。その空いてきた時間というのは自分のために使える、非常に豊かな時間なんだというような考え方があると思うんですね。その空いた時間って、例えば日本語の修練とか、そういったことに向けられる、新しいクリエイティブな発想だとか、そういうところが生まれる時間にもなるのかなという感じがするので、そういったことも将来の経済の発展に影響することかなというように、東京の本社に通わなくても、リモートワークでこういう経験をしたことによって、別の場所に住むこともできると、そうしたときにこの信州の住まいとか、そういうことも関わってくるのかなと感じて。その関係で、前も県との研究会で、二地域居住の暮らしであるとか、東京・大阪・名古屋でプレゼンテーションをやった経過があるんですが、これは少しコロナの前であったために、そういう意味ではコロナを経験したあとの評価と違いますか、成果が違って見えてくるのかなというふうに感じて、またそういうところには是非積極的に挑戦して行って、広めていって行くということもやっていけたらいいなと、具体的な行動として考えました。以上です。

○武者会長

ありがとうございます。まさに今おっしゃられたことは、この審議会に先だって住まい方信州、住まい方ビジョンのほうで各委員さんと非常によく議論したところですが、19ページのあたりには、今おっしゃられたことがそれなりに反映されているのかなと思っておりませんが、コロナがちょうどぎりぎりのタイミングでしたので、アフターコロナという文言が少し入っているくらいで、そこまでいわゆるアフターコロナの住まい方を強調しているわけではありませんが、それなりには入っているという感じはいたします。まさに今言われた建築士会の皆さんが、こういうある種ビジョンをかたちにしていっていただける、その先頭に立ってやっていただくことなのかなと思っております。特に、ここの文言を修正したいというようなことはあるでしょうか。これに関して。

○下平委員

特にはありませんが、先ほど具体的な活動としていったらいいかなと感じています。

○武者会長

ありがとうございます。是非期待しております。ほかにどうでしょうか。前回、柳澤玉枝委員さんが途中で退席されたと思うのですが、そこでいただいた意見がうまく修正されているのでしょうか。どうでしょうか。

○柳澤玉枝委員

ありがとうございます。この計画の住生活の目標の4というところに、住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいが確保できる基盤の強化をめざす、ということも折り込んでいただいておりますし、また関連してパブリックコメントにもありましたように、施策に公営住宅の連帯保証人制度の在り方の検討だとか、民間賃貸住宅の入居保証についても行政施策を検討していくという文言を折り込まれて、一步前進した方向性になったかなと思います。この件については今後検討していくということなので、是非検討を進めていって、具体的な施策にしてほしいなと願います。以上ですけれども。よろしいでしょうか。

○武者会長

ありがとうございます、基本的にはこの記載でよろしいということでもいいですかね。

○柳澤玉枝委員

はい。ありがとうございます。

○武者会長

ほかにいかがでしょうか。原委員さん、労働環境の関係で少し御意見いただいたものが、今回多少修正になっておりますが、この点いかがでしょうか。

○原委員

前回、何点か発言させていただいた点、入れていただいておりますので、これで結構だと思います。ありがとうございます。

○武者会長

ありがとうございました。それから修正関係でいくと、林業のサプライチェーンの関係で、何点か御意見いただいたのは田中委員さんでしたかね。

○田中委員

正直言うと、刻一刻と状況は変わっているという状況でして、やはり改めて最近の材木とか住宅資材の動きを見ていると、住宅の木材の安定供給ということが本当に行政、民間、それから消費者を入れて、全員の理解を深めて進めていかなければならない時代になっているんじゃないかなと思います。今回入れていただいて非常にいいと思いますので、あとは実際どう動かしていくかというところを今後われわれも必死になってやっていかなければいけないと思います。

○武者会長

はい、ありがとうございます。おっしゃるとおりですよ。本当に今かなりこの、例えば中国の住宅事情の動きというのは、かなり回りまわって我が国の木材供給に影響を及ぼすというふうなですね、本当にグローバル化を肌で感じるような状況になってきていると思いますので、そのへんはそれなりには書かれているかと思いますが、今の文言で、一応これでいきたいと思っております。ありがとうございます。

○田中委員

あとは下平委員からもありましたけれども、最終的に消費者の皆様の御理解とか必要だと思いますし、それにはやっぱり教育の部分というのは、われわれ話していたのは、結局は子どものころからとか、皆さんが理解されているかが大きいよね、ということが多いんですよ。ですのでやっぱり子どものころからの教育の時点で、ヨーロッパとかだと、ああいう街並みの中にいるからまちを大事にするとなるわけで、やっぱりそういうところの部分も、ちょっと踏み込んだ話になるのかもしれませんが、教育の面まで、建築のほうもそうですね、林業のほうも、地産地消ということも含めて進んでいければいいかなと、すみません、意見として思いました。以上です。

○武者会長

ありがとうございます。まさにここで書いてある住教育という視点ですね。私も、最近の学生を見ていますと、思考がどんどん合理的になってきている感じが強くするんですね。そうすると、合理的な視点でいくと今おっしゃったような選択肢、住まいの選択肢はたぶんとらないことになってしまうので、そういうことを含めて教育で考えていくというのは非常に重要なことだと思います。ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。下平委員さんどうぞ。

○下平委員

今木材の供給体制が少し話題になりましたので、お聞きしたいんですが、33ページのグラフのところに、信州木材認証製品出荷量が減ってきているんですね。平成26年あたりがピークで、それから減っているという、これはどういう要因でそれがあのか、それに対する施策としては積極的に攻めようってなっているんですけど、どういう成果を求めているのか、というのをちょっとお聞きしたいと思いました。

○武者会長

はい、ありがとうございます。これについては、事務局のほうから背景等がお分かりになれば御説明いただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○小林建築技監兼建築住宅課長

県産材利用推進室のほうでコメントがあればお願いしたいんですが。

○千代県産材利用推進室長

はい、県産材利用推進室です。明確な理由の分析というのは難しい状況ではあるんですけども、一つの傾向として、公共建築物の件数ですとか、その年の公共物件の量に左右するという側面もあろうかと思えます。その年の公共物件が多いような場合には、認証木材が優先的に使われるということもありますので、そういったところが影響しているかなと感じております。

○武者会長

はい。という御説明ですが、私も認識としては、県産材利用、やはり公共建築がかなり牽引しているという印象は持っておりますが。これ今のお話でいうと、これはずっと長期低落傾向というよりは、このところのそういう公共需要が少し伸び悩んでいるということによろしいんでしょうかね。

○千代県産材利用推進室長

それは言えると思えます。公共の数量というものをここには示しておりませんが、近年、その部分の伸び悩みというのはどうしてもございますので、公共物件で県産材を使っていたかというような件数というのは増えていると思えますけれども、その分母たる公共物件そのものの着工件数というものは、そんなに伸びていないという状況があります。そんなところが影響しているのかなというのは、これは感触です。数字で明確に出ているということではありませんが、一つそういう要因もあるのかなと考えております。

○武者会長

下平委員、どうでしょうか。

○下平委員

積極的に施策をしているという割には、グラフとしてはそれほど使用量が増えているわけではないので、むしろ公共工事における信州木材の使用量と言っちゃったほうがいいのかもしれないですね。

○武者会長

そうですね。今、御説明によると取組そのものが停滞しているということではどうもないようですので、引き続き、これは利活用を推進していくというスタンスは変わらないわけですね。ということで、そういう要因がありますので、このまま引き続き推進していくという、かたちでよろしいかと思えますが。

○下平委員

はい、わかりました。

○武者会長

ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。よろしいですか、今日は今年度最後で

すので、皆さんから一言お話いただく機会を設けておりますので、今のうちから心づもりをしておいていただいて、ひとまずここは少し先に進めさせていただきます。またもし何かありましたら、途中でも結構ですので、手を挙げて教えていただければと思います。

それでは、今回は特に大きな修正が、御意見をいただかなかったと認識していますので、御確認いただいた内容をもって、これで審議会の答申として決定するという事によろしいでしょうか。皆さんすみません、挙手で同意をいただきたいと思いますが。同意していただける場合は手を挙げていただいてよろしいでしょうか。事務局のほうでも全員確認できましたか。はい。ありがとうございます。

それでは皆様の御意見を私が代表で今回答申として後ほど建設部長に答申申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○武者会長

それでは次に議題の2番ですが、「長野県県営住宅プラン2021(案)」について、事務局から説明いただきたいと思います。

○堀内公営住宅室長

公営住宅室長の堀内です。どうぞよろしくお願いいたします。それでは私のほうから、長野県県営住宅プラン2021(案)の概要について御説明いたします。前回までの審議会で、説明が重複する部分もございますので、ポイントのみの御説明とさせていただきたいと思っております。

それでは資料2をお願いいたします。まず目的ですが、長野県住生活基本計画の目標の一つである、誰もが安心して暮らせる住まいの提供を踏まえ、記載のとおり目的といたしております。計画期間は2021、令和3年から2030、令和12年までの10か年とし、おおむね5年で見直すこととしております。本プランの位置付けは、記載のとおりでございます。資料左側にありますとおり、現在の公営住宅を取り巻く状況でございますが、社会・自然環境の面といたしまして、人口減少、少子高齢化の進展、気候変動などの課題があります。公営住宅の状況といたしましては、昭和40年代に大量供給された住宅、それからその効率的・効果的なストックマネジメントが必要であると考えております。また公営住宅の役割といたしましては、住宅セーフティネットとしての役割や、県と市町村との連携、分担が必要であると考えているところでございます。公営住宅の管理必要戸数の推計でございますが、そこに記載のとおり、現在、県営住宅、市町村営住宅、あわせて31,927戸ございますが、これを10年後の2030年の管理必要戸数といたしまして、県全体で27,500戸と推計しました。市町村と県営住宅の戸数につきましては、現在のところ記載のとおりと考え、県営住宅は12,600戸と暫定値で考えているところでございます。このような状況を踏まえ、今後の県営住宅の方向性、資料中央でございますけれども、こちらにつきましては、前回も御説明しておりますが、1点目として県営住宅の安定した提供、それから2点目としまして地球温暖化への対応、3点目としまして多様な変化やニーズへの対応、の大きく3つの柱立てをいたしました。県営住宅の管理方針でございますが、これは現プラン2016を踏まえて基本的に同じ方向性で考えておりますが、まず維持管理するものとしていたしましては、耐用年限を踏まえ、中高層住宅を主に維持管理していくことと

している一方で、地域の実情により、一部の低層住宅の維持管理が必要となります。建て替えにつきましては、県営住宅の移管協議を市町村と行い、協議が整った地域の低層住宅について25年後に無償譲渡する前提で建て替えを進めてまいります。また、用途廃止、市町村移管につきましては、耐用年限を経過した低層住宅については、地域の需要動向を踏まえ順次廃止することとし、また住棟・団地の集約化をしていくこととしております。県と市町村の役割分担や、市町村施策を踏まえながら、県営住宅の移管につきましては市町村と協議することとしております。

これらを踏まえた施策展開でございますが、こちらについては、次の資料で御説明させていただきます。1枚おめくりいただきまして、2枚目の県営住宅プラン2021の施策展開（案）でございます。プランの目的を達成するため、居住環境の向上、住宅の長寿命化を図る5つのRのハード施策と、時代に即した適切なソフト管理を進めてまいることとしました。管理方針につきましては先ほど御説明したとおりで、10年後12,600戸とすることとしております。県営住宅5Rプロジェクトの推進につきましては、まずR-1、リノベーション事業でございますが、これは古い県営住宅を子育て期に適した間取りに整備する、また新たに上下階の2戸を一体化して改修する、いわゆるメゾネット形式にするタイプを取り入れることとしました。さらに改修にあたっては設備等のZEH化も考慮しながら、今後10年間で80戸を整備してまいりたいと考えております。R-2のリフォーム事業でございますが、こちらにつきましては、バランス釜等古い設備の中高層住宅の浴室をユニットバス化等へ改善を図るもので、10年間で2,600戸計画しております。また、2050ゼロカーボンに向け、中高層住宅の外壁を外断熱施工や複層サッシの設置、高効率の給湯器への設備更新など、こちらについては1,000戸程度整備してまいりたいと考えているところです。その次の裏をめくっていただきまして、R-3、リニューアル事業でございます。リニューアル事業につきましては、今後も維持が必要な老朽化した低層住宅につきましてもZEH化を目指し、こちらにつきましても断熱性の向上や給湯設備の更新、それからバリアフリー化等の全面的なリフォームを実施していくこととし、10年間で100戸程度整備してまいりたいと考えております。また、エレベーターがない中層住宅にエレベーターの設置もしていくこととしております。次にR-4の建て替え事業でございます。こちらは市町村と協働して行うもので、市町村移管の協議が整ったものは、25年後の移管に向けて、低層住宅を中高層住宅に建て替えを進めてまいります。こちらも建て替えにあたってはZEH基準に適合する住戸へ整備することとしまして、当面4団地、140戸程度を予定しております。最後にR-5の県営住宅の再編事業でございますが、こちらにつきましては、老朽化した住宅から居住環境の整った住宅への移転を誘導し、県営住宅の集約を促進するもので、移転先住戸の修繕や移転費等の支援を行ってまいります。また、老朽化した住宅の除却等を行いまして、土地の有効活用や市町村との役割分担等にかかる協議も進めてまいりたいと思います。資料下の、時代に即した適切な住宅管理でございますが、こちらにつきましては、これまで同様、生活困窮者等に寄り添った対応を進めるとともに、自然災害時の対応や人口定着、またミックスコミュニティへの対応等を適切に進めてまいります。

最後に資料2-2を御覧ください。専門委員会等の設置について、でございます。県内の公営住宅は、先ほど来御説明しているとおおり、10年後の管理必要戸数としまして27,500戸と推計しておりますが、今後ますます、県と市町村の役割分担というのが重要となってい

くことから、ここで改めて、県営住宅また市町村営住宅の在り方、それから効果的・効率的な供給等について、今後御意見をいただければと考えております。そこで、審議会の下に専門委員会を設けて御議論いただきたいと考えております。今後、会長さんとも御相談させていただきながら、人選等を進めてまいりたいと思いますので、来年度の設置につきまして、ご了承いただきますよう、よろしく願いいたします。説明は以上でございます。

○武者会長

はい、ありがとうございました。今プランの概要と、新しく専門委員会を来年度立ち上げるというような話をいただきました。皆さん、この今の御説明に対して御質問、御意見ありましたらお願いしたいんですが、いかがでしょうか。県営住宅は、今まさに曲がり角に来ているといえますか、今回のプランもこれまでどおり造っていくというようなプランではもちろんないわけですし、今どんどん戦後下がってきた社会格差がどんどん広がっている状況で、セーフティネットもう1回どう考えようかという視点ですとか、インフラ整備のお金が純粋に足りなくなっている、こういう状況下で県営住宅の在り方を考えるという意味では、非常に今回のプラン、これもまた重要な計画になるかと思いますが、いかがでしょうかね。田中委員さんお願いします。

○田中委員

御質問と少し御要望というか、意見という意味で、供給戸数は人口減少に伴って減っているけど、今いったようなかたちで需要が増えているなというところで、この5Rの中で建て替えというのがあったと思うんですけど、建て替えとリニューアルですね。できれば、県産材による木質化というのあれば、先ほど材木の供給量という意見がありましたけれど、実は結構建築用材で使う比率が減ってくると、どんどん県外の合板やバイオマスなんかもっていかれているという事情もあるような話を聞いております。やっぱり建築用材として県内で使われるのが一番であって、そこのところに補助金等の施策もあるんですけど、うまくバランスをとっていくという部分では、県営住宅、こういう公営住宅にも、より積極的に使っていただいて、需要確保がなんとかできればなあというところと、建て替えとなると、また高層化するとそれはRCや鉄骨、SRC造みたいなかたちになるかと思うんですが、これから技術革新をしていくことを期待しまして、できればそれも木造化、木質化というのをにらみながら更新していくと。私個人的には、東京とかの高層ビルも解体するときどうなのかなと思うんですが、RCとかのものよりもそのほうが解体のときの環境への負荷も少なく済むんじゃないかなと私は今思っているんですが、それをもし盛り込めたらお願いできればと思います。以上です。

○武者会長

ありがとうございます。今のこの県営住宅への県産材の利活用という点では、これはどうでしょうか、どちらからお答えいただいたほうがいいですか。

○堀内公営住宅室長

県産材利用につきましては、現状でも活用しておりますし、新しい、今度改訂するプラ

ンの中でも、利用については文言として入れていきたいと思います。中高層の木造化というところに関しましては、まだ、現時点ですぐ即答はできませんけれども、そちらについてもまた検討してまいりたいと思っております。

○田中委員

ありがとうございます、よろしく申し上げます。

○武者会長

よろしいですかね。ほかにいかがでしょうか。古後委員さんですね。

○古後委員

こちらのプラン、すごく広く扱われていて、面白いなと思ったんですけども。時代に即した適切な住宅管理だとか、多様な変化やニーズに対応するといったところで、ちょっと気になったのが、おそらくこれから本当に住まい方とか暮らし方、あと住宅の考え方なんかはだいぶ変わってくるんじゃないかなというような印象を持っていて、この5Rのプロジェクト推進というものが、どちらかという住戸1戸1戸にフォーカスをあてているようなイメージかなと感じました。ここにもう少し、コミュニティ視点とか、まちづくり視点みたいなものが入ってくるといいなと思いました。なので、専門委員会のほうもそのようなメンバーが入ってくるといいのかなと感じました。以上です。

○武者会長

ありがとうございます。今の御指摘は非常に重要で、私も是非委員のメンバーとして、そういう方、そういう地域社会を専門とされる方に入っていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。今の現時点でのお答えで結構ですけども。

○堀内公営住宅室長

今の御指摘は大切なことだと思っております。委員の人選につきましては先ほど会長もおっしゃっていただいたとおり、今後詰めさせていただきたいと考えております。内容につきましても、併せてご相談しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○武者会長

私も個人的には、これからの時代、建築のアフォーダンスを信じ過ぎないほうがいいと思っております。もっとちゃんと、こういうのを作ればこういう社会が生まれるだろうという視点ではないようなアプローチは是非必要だと思っておりますので、その点よろしく願いしたいと思います。ほかにいかがでしょうか。田中委員さん、どうぞ。

○田中委員

一つ今の意見に追加というか、公営住宅が足りなくなった場合、建て替えるのではなくて、民間にある空き家を利用するという視点というのは可能なんでしょうか。もしそれが

できると、それをリノベして公営住宅にしていくということも、一つのまちづくりの観点からになりますが、民間にある住宅ストックを活用するというのは今後可能なのかどうかというのがあるのですが。

○武者会長

はい、その点いかがでしょうか。

○堀内公営住宅室長

制度的には、民間の戸建て住宅や、民間のアパートとかを借り上げるとか、若しくは買い上げるといふことも、制度としてはございますけれども、今後の10年、必要となる戸数は、今よりも減るといふ推計になっておりまして、数的に足りなくなるということでは現時点ではないものと思っております。以上です。

○田中委員

わかりました。もし足りなくなるようなことがあった場合は検討する施策もできるということですね。

○武者会長

そうですね。もちろん量的な部分についてはそういう検討はしなくてもいいのかもしれませんが、ひょっとしたら、選択肢として、いろんな選択肢を用意するという意味では、民間の戸建てに住みたい需要、ニーズとかもあるかもしれませんので、そのへん幅広く検討いただければいいと思います。数の議論としては、もちろんそうなんですけれどもね。ほかにいかがでしょうか。よろしいですかね。それでは、時間にもなっていますので、今日いただいた意見を事務局のほうには是非踏まえて今後策定をお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

○堀内公営住宅室長

はい、ありがとうございます。

○武者会長

それでは議事の3番に移らせていただきます。3番目「信州健康ゼロエネ住宅指針(案)」について、事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。

○事務局（建築住宅課 塩川主任）

建設部建築住宅課の塩川と申します。よろしく申し上げます。議事3の「信州健康ゼロエネ住宅指針(案)」について御説明申し上げます。お手元の資料3を御覧ください。画面を共有させていただきます。令和3年3月から10月まで、計4回の専門委員会で御意見をいただきまして、都度、本審議会に御報告させていただいたところです。今回、お示ししている資料3ですけれども、前回とほぼ同様の内容になっておりますので、前回申し上げた内容からの変更点と、主な部分のみ御説明申し上げたいと思います。信州健康ゼロエ

ネ住宅が目指すものですが、5つの視点から目指してまいりたいと考えているところでございます。ゼロエネルギーを実現する住まいということで断熱性能等の確保と再生エネルギーの有効活用、またゼロカーボンに資する住まいということで、ライフサイクルCO₂、建設から解体までCO₂を最大限削減すること、3つ目、地域住宅産業の活性化というところで、信州の気候風土等を活かした多様な住まいづくりの促進、4つ目ですが、地域内循環の創出ということで、県産木材など地域資源の活用、産業エネルギーの循環、最後5つ目ですが、健康・快適・安心・安全な暮らしの実現、家族や世代を超えて住み継がれる良質な資産の形成、でございます。主な基準は御覧のとおりですが、一部見え消しさせていただいている部分がございます、こちらはまた後ほど説明しますが、去年10月の最後の専門委員会でおおむね基準が固まったところでございますけれども、会議以降に開かれた国の会議で、外皮性能に関しまして新たな動きが示されたところでございますので、修正をさせていただきたいと考えているところでございます。

また右側ですが、長野県地球温暖化対策条例の改正による取組強化でございます。建築主の届出義務の拡大というところで、現行2,000平米以上の建築物に関しましては、エネルギーの検討結果の届出の義務を課していたところでございますけれども、こちらの規模を拡大しまして、300平米以上というところで考えてございます。また2点目ですが、それ以下、300平米に満たない住宅に関しまして、省エネ計画概要書の報告・公表制度の創設でございます。建築主に対しまして、新築住宅の省エネ設計の概要を報告いただきまして、県民の皆様に対しまして、当該報告内容を情報提供させていただきたいと考えているところでございます。建築関係団体の皆さんにもこの話を共有させていただきまして、閲覧公表制度の運用に関しまして、その実効性をよく考えてほしいという御意見もいただいておりますので、建築士、事業者並びにわれわれ行政全員にとって有効なものとなるよう詳細をつめてまいりたいと考えているところでございます。これにつきまして、2月議会で上程したいと考えてございます。また、資料、下ですが、普及に向けての取組というところで、県民の啓発誘導というところで、ゼロエネ住宅に関する幅広い情報提供による選択誘導と、また今、来年度当初予算に向けて、財政部局と折衝しておりますが、助成金による誘導も考えてございます。事業者の技術力の向上等というところでは、今後指針を策定後、技術講習会の開催等も検討しております。また協働・連携の部分に関しましては、市町村の皆様、建築関係団体の皆様と強力に協働させていただきまして、ゼロエネ住宅、またはゼロカーボンに向けて推進してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして資料2枚目を御覧ください。先ほどの外皮性能の修正部分とあわせまして、基準の修正について説明させていただければと思います。ゼロエネ住宅の概要ですが、オレンジで示させていただいているところを基本項目とさせていただきまして、その部分の最低基準をまず満足しましょうというところで、外皮性能一次エネルギー消費量、太陽光発電設備または木質バイオマス活用暖房設備の設置、県産木材の利用、住宅の長寿命化、この項目に関しては最低基準を満足した上で、項目別に推奨基準、あるいは先導基準を選択いただくという内容になってございます。性能は性能で必要なところではございますが、その前段として、資料の上のほうで書かせていただいておりますけれども、

項目及び基準への適合を確認する前にというところで、日射や通風など自然条件等を最大限活用した、活かした建築計画を行ってください、また、世帯構成の変化や加齢等による住まい方の変化に対応できるよう、間取りの可変性や設備、建材の選定、設備・配管の管理、更新の要否性に配慮した設計・施工を行ってくださいというところで、性能を満たす前にできる建築計画というところで、最大限の配慮をしていただきたいというところで発信してまいりたいと考えているところでございます。また、この外皮性能の推奨基準に関しましては次のページを御覧いただきまして、外皮性能とタイトルにあるところでございますけれども、第4回専門委員会の議論と前回の審議会でも報告させていただきました県の推奨基準の部分を引き上げたいというところでございます。国のほうで、昨年10月以降に議論がなされているところでございますが、住宅性能表示制度というものがございまして、そこで、現状、等級4が省エネ基準というところで最高基準になっているところでございますが、等級5、等級6、等級7というところで案が示されているところでございます。その等級6の部分に関しまして、現状われわれが考えていた推奨基準を上回るものが示されたというところでございまして、専門委員会の皆様並びに建築関係団体の皆様に御意見を御照会させていただきまして、HEAT20のG2レベルというところで推奨基準を修正してまいりたいと考えているところでございます。こうした基準をもとに信州健康ゼロエネ住宅、整備を推進してまいって、2050ゼロカーボンに向けて推進してまいりたいと考えてございます。説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○武者会長

ありがとうございました。ただいまの御説明について御質問御意見等ありましたらお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。少し専門的なお話も入ってきますけれども、古後委員さん、もしよろしければ専門委員の立場から少し何かコメントいただければと思いますが、何かありますでしょうか。

○古後委員

そうですね、なかなかここまでまとまるのって、すごい大変だったと思うんですけども、綺麗にまとめていただいたのかなと思います。ちょっと今、話の流れで気になっていたのが県産材の利用、8割、先導基準ですね。これかなり高いかと思うんですけども、これが皆さんのほかの委員さんたちの立場でお聞きしたいんですが、実現の可能性がどれくらいなのか。それに向けて何が必要か。おそらく先導基準を取得したら補助金が出るのか、そういったことになるかと思うんですけども、ほか、どのくらいの金額が必要かとか、ほかにも何かいい基準等があればと思ったんですが、いかがでしょうか。

○武者会長

ありがとうございます。この件に関して、どうでしょうかね。どなたか御意見があれば。田中委員さん。

○田中委員

私も確かにこれ高いなと思うんですけども、使っていければいいかなと思います。で、

現実的にできるかどうか、戸数とのバランスになってくるかなと正直思います。ですので、ここを、ちょっと制度を出すときに、弾力性を持たせていただきたいというか、正直言うと今、山側から木が出てくるのが、人手不足で木が出て来にくいという状況にもなっている。あと山の地主の問題で、なかなか木が切りにくいという状況の部分もありながら、状況的にはその戸数、これは増えれば増えるほどありがたいことではあるんですが、現状このウッドショックになってみてわかったことというのは、意外に山から出して地元製材会社に来ている量が少ないのが現状ですね。もともと大手商社が買い取って、県外で合板にするなり住宅メーカーさん用に材木を作っているという、非常に歯がゆい状況では今あります。それを県外に持ち出させないようにしてほしいという部分は、そうすると県内需要を喚起するしかないというところになりますので、これはそういうふうに向けた施策をいろんな方面から打っていく必要があるのかなと思いますので、これはそういう意味では8割を目標にさせていただいてやっていくのはいいんですが、現状を踏まえた上で、やっぱりこれは不可能であってはいけないので、考えていただきたいと思いますし、あと私の考えではこの基準が非常にまともでいて、いいと思うんですが、これどれだけのコストアップになっちゃうのかなというところは正直あります。今、住宅、ウッドショックによって、仲間から聞くと、コストアップになって住宅を建てられないという方が出始めているというのが事実だそうです。2~300万円、材木なり資材が上がってくると、住宅建てるのを止めるとなってきたらと。そうするとその部分も非常に厳しい、これコロナ、ウッドショックになってから見えてきた現実なんですけど、それに対して一番大事なのは経済復興です。とにかくお客さんがお金を出せば問題ないわけで、それを目指すんですが、そうすると次は補助金、でも補助金では経済復興にならないので、うまく両輪をどう回せるかというところのかじ取りは、県の行政の皆さんとも一緒になってやっていかなければいけないというところかなと思っております。以上です。

○武者会長

ありがとうございます。関連して、下平委員もですかね。

○下平委員

物があって、お金があって、時間があればできることだと思うんですけども、長野県内で採れた木であれば何でもいいということになれば、全然違ってくると思うんですけども、やっぱり製品認証の工場ですか、信州木材認証製品認定制度ですか、そういったようなものの補助金との関係との中で規制をかけると、物は十分に間に合っていないとか、高いとか、そんなことが出てくると、ちょっと足かせになるのかなと思うんですけど。やはりコストの問題と、供給量というか、出てくるものの量との関係だと思います。以上です。

○武者会長

ありがとうございます。古後委員さんどうでしょう、今の御意見を踏まえて。

○古後委員

そうですね、おそらく県産材の部分、こういう住宅の指針だけではなくて、森への働きかけだとか、こちらの県の場合であれば、他部署にまたがってサポートできるような、推進していけるような体制が作れるといいのかなと思いました。

○武者会長

はい、そうですね。まさにこれ計画立てたはいいけど、もちろん絵に描いた餅ではないので、これをどうやって実現していくかということは、今後、いろんな幅広い分野の課題になっていくのかなと思います。今ちょっと少し、住宅の購入がそもそも難しいというようなお話もありましたけれども、その点にいくと、柳澤恵子委員さん、個人のファイナンスの点からすると、今住宅というのは結構難しい状況になってきたりしているんじゃないか。

○柳澤恵子委員

そうですね、やはりウッドショックの影響は大きいと思います。今、その個人のファイナンスというお話の中で、県としての計画もあると思いますが、では消費者側からは何をどのようにすればよいのかという点からすると、その橋渡しとして、県の側で、例えばファイナンスの部分の住宅取得についてはどのようにすれば良いかとか、ライフプランはどうなるかとかいった、ファイナンス教育講座などを県が主導で消費者向けに発信していただければよいのだと思います。県が主導の講座などであれば、消費者も安心して参加できるのではないかと思います。

○武者会長

はい、ありがとうございます。昨今、個人のライフ構想を描くことが非常に難しい社会になっていく中で、住宅購入って、その中でも非常に大きなポイントですよ。それを実際そこをサポートしているのが金融機関なり、あるいは住宅産業なり、なわけですけども、そこを実は行政が一つサポートできることというのは、ひょっとするとあるのかもしれないですよ。今まであまりそういう視点はないですけども。そのへんも含めて実現に向けた、いろんな分野のサポートがこの指針には必要なのかなとは思いますが。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうかね。田中委員さんどうぞ。

○田中委員

全体に性能を上げるという意味で、県産材料というわけではなくて、性能を上げていくという面でコストアップになっていくということになると思うんですが、先ほどの柳澤恵子委員の、確かに県主導でということでは非常にいいことだと思います。私も前々からお願いしているんですが、補助金や助成金の整理していただく窓口みたいな機能も一緒に作っていただいて、あとファイナンスとプラス補助金こういうのがあるよというのを、国や県や市など、ほかいろいろな業界団体もあるかもしれない、そのへんのとりのまとめを県のほうでフォローしていただけると非常にありがたいかなと思います。

○武者会長

ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうかね。そうしましたら、今日いただいた御意見、御提案を踏まえまして、これも最終的な指針の策定作業に入るかと思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。それでは、次の議題4番、その他について事務局のほうから御説明があればお願ひしたいと思えます。

○事務局（建築住宅課 泉担当係長）

では事務局のほうからお話させていただきます。今年度の審議会につきましては、今回第4回目が最後となっております。また、委員の皆様任期につきましては、3月末までとなっております。次期委員につきましては、令和4年4月1日からの任期を予定しております。現在選考作業を進めているところでございます。令和4年度におきましては、県の総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン2.0」の最終年度となっております。次の5か年計画の策定作業がすでに始まっております。今回委員の皆様にご審議いただきました住生活基本計画をもとに、上位計画である総合5か年計画へ反映させる事項など、次年度の住宅審議会でも御意見をいただきたいと考えております。また、先ほど公営住宅の在り方についての専門委員会での検討というお話もありましたので、こういった内容も次年度の審議事項となっております。説明は以上になります。

○武者会長

ありがとうございます。住生活基本計画は、上位計画である総合計画に即してやるわけですけれども、逆に言うと、今回、住生活基本計画からその総合計画のほうへ内容を反映させるという、逆の向きの意見表明もあり得るわけですね。

○事務局（建築住宅課 泉担当係長）

そうですね、やはり改正年度が違ってきますので、そういったものの中にはあると思えます。

○武者会長

そうですね、是非そのへんの議論は来年度また引き続き、委員をやっていた方には是非お願ひしたいと思っております。それでですね、予定していた議題は以上なんですけれども、先ほど少しお話したように、今年度はこれでこのメンバーでは最後ですので、是非各委員の皆様から一言いただければありがたいと思っております。順番は、名簿順でお願ひできればと思っております。下平委員さんからお願ひしてもよろしいでしょうか。

○下平委員

この審議会が始まった一番最初のときにも、ちょっとそんなお話をさせていただいたんですが、ドイツ在住のジャーナリストの「本当の豊かさとは」という話をさせていただきました。自ら創り出す豊かさであり、お金では計れない価値とは何であろうかというようなことを、最初からずっと通して底に流れているものはそこかなと思っていました。ですから豊かな自然環境を生活の中で享受できる信州に、1人でも多くの方が住み、そしてこ

れからのゼロカーボンであるとか、持続可能な環境の中での住宅政策がうまく進んでいくことをお祈りします。以上です。

○武者会長

ありがとうございました。それでは原委員さん、次をお願いします。

○原委員

先ほどの本論の議論の中でも、何人かの方からも同様のお話がありましたが、非常に委員の皆さん、それから県担当の皆さんの御尽力で、いい基本計画ができたのではないかなと私自身は感じました。あとは、計画の基本のところにもございますが、この種の計画というのは、ともすると行政あるいは建築関係、あるいは建設関係の関係者のところでとどまってしまうということがままするので、住まい手であり発注者である県民に基本計画をいかに浸透させて全体としてうまくこの基本計画が推進されるような、推進方法というか手段について、また県のほうで工夫をいただいて、せっかくできた計画がうまく進むようお願いをしたいと思います。委員の皆さん、それから県担当の部局の皆さん、いろいろとお世話になりましたけれども、ありがとうございました。以上です。

○武者会長

ありがとうございました。それでは次、小野委員さんお願いします。

○小野委員

4回の会議に参加させていただいて、大変、私自身も、もう一度豊かさであるとかしあわせであるとかいったところの振り返り、それから再確認が必要だなというところからスタートして、信州らしさって何だろう、という疑問がわくところが何回かございました。その中で、一番重要なのは、われわれ宅建業を営む者にとっては、既存住宅の流通をいかに、ストックの活用も踏まえて、進めていくかというところがもっとも大事なテーマです。もちろんその中には様々な課題があって、一番大きいのが良質な空室ストックを確保するにはどうしたらいいか、空き家ストックですね、それから貸家ストックの改善のためには何をやっていったらいいのか、そういったところの大きい、様々な課題があるわけですがけれども、長野県とか市町村との連携を強化するというのもそうなんですけれども、ここの会議にお集まりの多くのビジネスパートナーの方々との連携を深めていくというのが大事じゃないかなというのを再認識させられました。ありがとうございました。以上です。

○武者会長

ありがとうございます。それでは次、柳澤恵子委員さんお願いします。

○柳澤恵子委員

私は2014年より4期8年にわたりまして審議委員を務めさせていただきました。お世話になりました。この8年の中で災害ですとか、コロナですとか、住まい方や暮らし自体が大きく変貌するようなことがたくさんありました。住まいの中には人がいて暮らしがあ

ります。ですから県は今後も包括的にそういった観点からも見ていただければと思っております。お世話になりました。ありがとうございました。

○武者会長

ありがとうございました。それでは田中委員さんお願いします。

○田中委員

いろいろと会議参加させていただいて、私も大変勉強になりましたし、皆さんの御意見、また県の皆さんの御苦勞を肌で感じさせられて、やはり自分なりには意見を出させてもらいました。勝手な意見を申しまして大変失礼いたしました。最終的には、この会議に参加させていただきまして、いろんな立場の方々がいらっしゃって、でもこの信州でどういう暮らしがいいのかと、やっぱり皆に豊かに暮らしてほしいという考えでやってきてこういうかたちにまとまったかと思えます。これが実行されることを願ひまして、今後この信州がよりよくなっていくことを願っております。以上です。ありがとうございました。

○武者会長

ありがとうございます。それでは次に柳澤玉枝委員さんお願いします。

○柳澤玉枝委員

大変お世話になりました。部局の皆さんには大変丁寧に意見の聞き取りをしていただきまして、感謝申し上げます。私もこの住宅審議会に参加させていただきまして、改めて住宅ということについて考えることができましたし、また大変幅広く勉強させていただくことができました。また福祉の視点での住宅という部分ですね、そこがこの計画に反映させていただけるかというところで、いろいろと提言をさせていただきました。本当に住宅というのが、住むところがあるだけでなく、やはりそこに暮らしがあって、というところで、住宅部局、また福祉部局が包括的にこの住宅の問題を考えていただいて、また今後いっそう行政施策に取り入れていただくことを願っております。また、今回のしあわせ信州住まい方ビジョン2030ですね、この政策目標達成に向けて、それぞれの関係団体に期待する役割というものが載っておりましたが、それぞれその役割が担えるように、このビジョンを県民に広く浸透させていくということが基本になっていくんじゃないかなと思います。本当にありがとうございました。お世話になりました。

○武者会長

ありがとうございます。小松委員さん、お願いいたします。

○小松委員

大変ありがとうございました。委員会の中では、特に空き家対策について意見を述べさせていただきまして、計画にもその点を反映させていただきまして、本当にありがとうございました。私どもの市におきまして、空き家対策は緊急の課題でありまして、空き家対策をすることによって、また、移住、定住者の増、人口増につながるのではないかと

うことで、進めております。また県内市町村と県の皆さんとの一緒の協働作業ということも考えられますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。また、公営住宅の在り方を検討する会が新たに立ち上がったことは大変喜ばしいことです。各市町村でも、対応に困っているケースの案件がいくつもございますので、ハードの面だけではなくて、ソフトの面でも検討していただくことを願って御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○武者会長

ありがとうございます。次に平賀委員さんお願ひします。

○平賀委員

お世話になりました。ありがとうございました。私も住まい方検討委員会のほうから2年、今の審議会2年、いろいろな経験をさせていただきました。私、東京から伊那に移住してきたときに、伊那のアパートとか伊那の住宅が、東京のスタンダードとまったく同じで、値段がちょっと安いということにシンプルに驚いて、なぜなら、こんなに広い土地があつて、こんなに豊かな森とかがあつて、東京のスタンダードに寄せなかったって信州らしい暮らし方ってできるんじゃないかっていうふうにならずにずっと思っていて。なぜかこんな住宅の検討委員会に呼んでいただいて、すごくそういう意味では私もありがたかったです。でも自分なりの信州らしさの暮らし方の提案というのは、まだまだ全然出来きれなかったかなと、ちょっと自分で、具体性に乏しいところを反省しております。だけど、今後これもこれからも、ポイントとなっていくのはコミュニティの在り方なのかなと思っていて、先ほど古後さんや武者先生がおっしゃったように、ハードがあつてどうにかできるということではないというのはすごく共感していて、それをどんなふうになら1人1人が暮らしていくのかということ考えた上でのハードやコミュニティの設計が出来ていければいいのかなと思っております。また次回からの皆さんの御審議に期待して、いろいろな立場の方々いろいろなお話を伺って勉強になりました。ありがとうございました。

○武者会長

ありがとうございます。それでは古後委員さんお願ひします。

○古後委員

皆さん、私も確か2期で4年目だったかと思うんですけども、すごくこの委員会を通して自分自身の視点も広がりまして、皆さん様々な立場で住宅、住まいに関わるお仕事をされていて、その御意見をお聞きできたことがとても勉強になりました。本当にありがとうございます。今、住宅にまつわる環境としては、ゼロカーボンのお話だとか、若い人たち、暮らしぶりとか文化みたいなもの、特にコロナでそういったものが勢いを増して急激に変化してきたところに迫ってきたなど。なので、これから本当に住まい方、大きく変わるのではないかなというような、この審議の途中からずっと考えておりました。なので、常に常に、きつともっとこれからも勉強して、どういったことがいいのかというのは追い求めていかなければいけないんだなということを改めて感じました。この審議会それから

行政の取組というのも常に進化していくかと思えますし、私たちが民間の立場でも何かいろんなことを推進していけるといいなということを改めて感じました。どうもありがとうございます。

○武者会長

ありがとうございました。ひととおり委員の皆様から一言ずついただいたわけですが、私からも最後一言申し上げますと、私、行政の委員会、いろいろ今までやらせていただきましたけれども、今回ほど政策の前提となるような、価値観の話とか、信州ってどういふところなんだとかですね、そういうベースの議論をしたことって今までほとんどまったく記憶にないんですね。それほど、やっぱり今、コロナもあるし、災害もありましたし、そういう背景もあるんですけれども、おそらくこれは委員の皆さんが非常に新しい価値観を持って、この議論に参加していただいたということが一番大きいと思うんですね。それについては非常に私も勉強になりましたし、委員の皆様には感謝を申し上げたいと思います。それから、まさに今何度も御指摘いただいたように、これ計画を作った上で、それをかたちにしていくには、やっぱりこれからは行政だけではなくて、当然民間、それから県民、それぞれが主体的になって、一体で進めていかないと、まったくかたちにならないと思いますので、その段階においても、今回の委員の皆さんというのはある意味各分野のリーダーでいらっしゃる方々だと思いますので、是非、皆さんが先頭に立って、そういう取組をかたちにしていただければと思っています。

おかげ様で全4回の審議会は非常に円滑に進めることができました。次回以降は、是非また対面でできればと思っていますけれども、また状況を見ながら、また来年度新たに審議会でいい議論ができればと思っています。ありがとうございました。それでは、事務局にお返ししたいと思います。

○宮澤企画幹

ありがとうございました。本日は武者会長をはじめ、委員の皆様には長時間にわたり御審議をいただきまして、ありがとうございました。また、これまでの審議会におきまして、審議や御議論をいただきましたことにつきまして、改めて御礼申し上げます。それでは閉会にあたりまして、建築技監兼建築住宅課長の小林から、ごあいさつを申し上げます。

○小林建築技監兼建築住宅課長

委員の皆様、本日は熱心に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。向こう10年を見据えた住宅マスタープランということで、答申案でおまとめをいただきました。昨年度から2年にわたって、またその前段の住まい方ビジョンから数えますと、足かけ3年にわたりまして御議論をいただきました。私自身もこれだけ長時間にわたって、また丁寧に、理念の部分からくみ上げて一つのかたちにしたというのは、経験としては初めてでございまして、本当にありがとうございました。私自身も本当に勉強になりました。環境的には私たちがこれまで生きてきた時代とは違って、物理的にはかなり地球環境も含めてですね厳しい環境なのかな、そういう時代を迎えるのかという思いがありますが、一方で、真の豊かさといえますか、何かワクワク感があるといえますか、どんな時代になっていく

のか、というのはあまり悲壮感がないというか、それだけにこの住宅施策というのが今まで以上に重きをなしてくるのかなと思っています。おまとめいただきました答申案に基づきまして、真の豊かさの実現に向けて、行政だけではなくて、県民の皆様、そして事業者の皆様と理念を共有しながら、連携・協力をしながら、いろいろ空き家問題、地球環境問題、課題は山積していますが、真の豊かさの実現に向けて、精一杯住宅施策、努力をしてまいりたいと思います。

委員の皆様におかれましては、この任期の期間につきましては2年間、大変お世話になりました。引き続きお世話になる方もいらっしゃいますし、任期満了ということで退任をされる方もいらっしゃいますが、またそれぞれのお立場で、県行政、建築住宅行政につきまして御意見等いただければと思っておりますので、引き続き今後ともよろしく申し上げまして、終わりのごあいさつとさせていただきます。2年間、誠にありがとうございました。

○宮澤企画幹

以上をもちまして、住宅審議会を閉会といたします。本日はありがとうございました。